

■産業廃棄物の保管

●保管基準の遵守

排出事業者は、発生した産業廃棄物が運搬されるまでの間、以下に掲げる技術上の基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければなりません。

[法第12条第2項、施行規則第8条]

(1) 保管場所の要件

- イ 周囲に囲いが設けられていること（廃棄物の負荷が直接かかる場合は、構造耐力上（廃棄物の荷重、風圧力、地震力等）安全であること）
- ロ 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること
 - ① 60 cm × 60 cm 以上であること
 - ② 次の事項を表示していること
 - ア 産業廃棄物の保管場所である旨
 - イ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む場合はその旨）
 - ウ 保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先（管理担当部署名、電話番号）
 - エ 最大積み上げ高さ（屋外において容器を用いずに保管する場合に限る）

掲示板の例（屋外で容器を用いずに保管する場合）

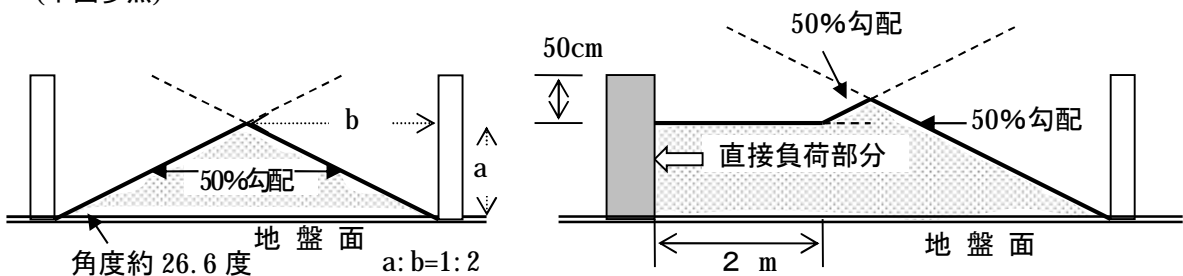
産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名	株式会社〇〇工業代表取締役 大阪太郎
本社所在地	〇〇市△△区□□町1-2-3
責任者氏名	管理部 大阪 次郎
連絡先電話番号	TEL 06-xxxx-xxxx
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
最大保管高さ	1.8 m

60 cm 以上

60 cm 以上

(2) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための措置

- イ 汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、かつ、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ロ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さを超えないこと（下図参照）



- ・ 保管する廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下（左図）
- ・ 保管する廃棄物が囲いに接する場合（囲いに廃棄物の負荷が直接かかる場合は、囲いの内側2 mにおける高さは囲いの上端より50 cm以上低くすること、2 m以上内側は勾配50%以下とする（右図）

ハ その他必要な措置

- (3) 保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- (4) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること
石綿含有産業廃棄物は、覆いを設けること、梱包すること等飛散防止の措置をとること

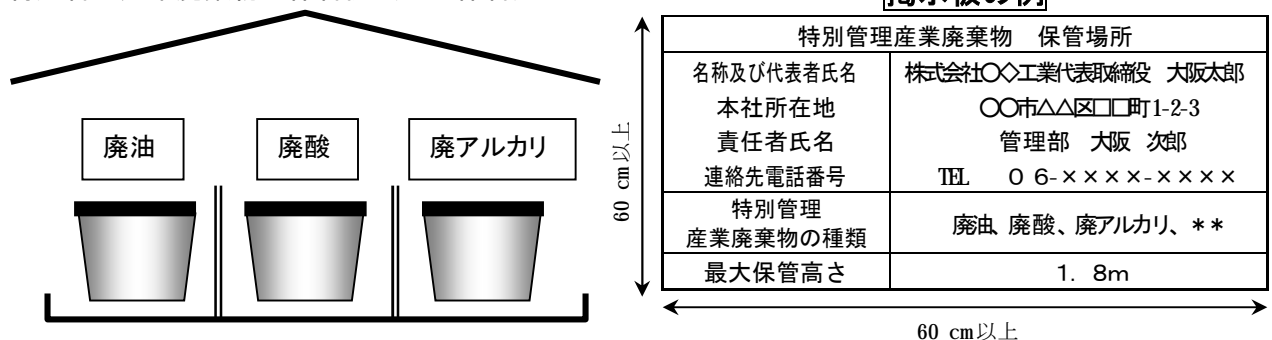
●特別管理産業廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、上記の保管基準に加えて下記の基準を遵守しなければなりません。
〔法 12 条の 2 第 2 項、施行規則第 8 条の 13〕

- (1) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合又は特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀が混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること

種類	措置の内容
●廃油 ●PCB 汚染物 ●PCB 処理物	容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置
●廃酸 ●廃アルカリ	容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置
●PCB 汚染物 ●PCB 処理物	腐食防止のために必要な措置
●廃水銀等	容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置 高温にさらされないために必要な措置 腐食の防止のために必要な措置
●廃石綿等	梱包すること等、廃石綿等の飛散防止のために必要な措置
●腐敗するおそれのあるもの	容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置
●感染性産業廃棄物	保管は極力短期間とし、保管場所には関係者以外立ち入れないように配慮するとともに取扱注意の表示を行うこと。次のような容器に入れて密閉して保管し、容器にはバイオハザードマークなどの表示を行うこと。 注射針、メス等の鋭利なもの：金属製、プラスチック製等で耐貫通性のある堅牢な容器を必ず使用すること。 固形状のもの：段ボール容器（内袋利用）か、または丈夫なプラスチック袋を二重にして使用する等、堅牢な容器を使用すること。 液状又は泥状のもの：廃液等が漏洩しない、堅牢な密閉容器を使用すること。 ※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和 4 年 6 月 環境省）参照 環境省ホームページ https://www.env.go.jp/content/000044789.pdf

特別管理産業廃棄物の保管例（屋内保管）



- ・それぞれの特別管理産業廃棄物の保管場所に仕切りを設けて、他のものが混入しないようにし、容器に入れ密閉する
- ・保管場所に設ける掲示板には、特別管理産業廃棄物が保管されていることが分かるようにして、廃棄物の種類、責任者、保管量等を分かるように記載する

●条例に基づく届出等

発生した廃棄物を発生場所以外で保管する場合、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき保管場所の届出が必要となることがあります。

また、それが建設工事に伴い生ずる廃棄物の場合は、法に基づく届出も必要になる場合があります。